

議案第31号	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
人 事 課	地方自治法第286条第1項の規定に基づき、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増加し、同組合の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。
<p>【改正趣旨】 平成23年4月1日に西脇市、加西市、加東市及び多可町による北はりま消防組合が新設されることに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する市町等に、北はりま消防組合を加えることにする。</p> <p>【根拠法令】 地方自治法第286条第1項及び第290条</p> <p>【改正内容】 兵庫県市町村職員退職手当組合同規約別表第1号表に、「北はりま消防組合」を加える。</p> <p>【施行期日】 平成23年4月1日</p> <p>【議案年度】 平成23年度議案：本会議5日目議決</p>	